ます。

県営山の口地区基幹水利施設ストックマネジメント事業の事業計画を変更したので、同

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、

(一〇三) 県営山の口地区基幹水利施設ストックマネジメント事業変更計画書の縦覧

条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、

次のとおり縦覧に供し

Щ

教習指導員審査の実施

技能検定員審査の実施

○公安委告示

建築士の免許の取消し (建築指導課).......

山口都市計画公園事業の施行(都市計画課)........

下関北都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課)......... 

П

県営山の口地区基幹水利施設ストックマネジメント事業変更計画書の縦覧

下関北都市計画特定用途制限地域の決定に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課)......

( 農村整備課 ) ......

下関北都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課)....... 下関都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課)......

○公告

(定期)

目

次

4月4日

(金曜日)

縦覧に供する書類

平成二十六年四月四日

山口県知事

村

畄

嗣

政

平成 26 年

Ξ 縦覧の場所 縦覧の期間 県営山の口地区基幹水利施設ストックマネジメント事業変更計画書の写し 山口県農林水産部農村整備課

平成二十六年四月七日から同月二十八日まで

(一〇四) 下関北都市計画特定用途制限地域の決定に係る図書の写しの縦覧

縦覧に供します。 送付があったので、 北都市計画特定用途制限地域の決定に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの 下関市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第一項の規定による下関 同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり

平成二十六年四月四日

山口県知事 村 畄 嗣 政

都市計画の種類及び名称 下関北都市計画特定用途制限地域

都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

Ξ 六

(一〇五) 下関都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧

る同法第二十条第二項の規定に基づき、 る同法第二十条第一項の規定による下関都市計画用途地域の変更に係る同法第十四条第 項に規定する図書の写しの送付があったので、 下関市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用す 当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。 同法第二十一条第二項において準用す

山口県知事 村

岡 嗣 政

下関都市計画用途地域 都市計画の種類及び名称 平成二十六年四月四日

都市計画の図書の写しの縦覧場所 Щ 口県土木建築部都市計画課

# (一〇六) 下関北都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧

する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供しま 第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用 る同法第二十条第一項の規定による下関北都市計画用途地域の変更に係る同法第十四条 下関市から都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十一条第二項において準用す

平成二十六年四月四日

山口県知事 村 畄 嗣

政

下関北都市計画用途地域 都市計画の種類及び名称

都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

# (一〇七) 下関都市計画特別用途地区の変更に係る図書の写しの縦覧

П

用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供しま 条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準 る同法第二十条第一項の規定による下関都市計画特別用途地区の変更に係る同法第十四 下関市から都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十一条第二項において準用す

Щ

平成二十六年四月四日

山口県知事 村 畄 嗣 政

- 都市計画の種類及び名称
- 都市計画の図書の写しの縦覧場所

口県土木建築部都市計画課

Щ

下関都市計画特別用途地区

(一〇八) 下関北都市計画特別用途地区の変更に係る図書の写しの縦覧

ます。 準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供し 四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において る同法第二十条第一項の規定による下関北都市計画特別用途地区の変更に係る同法第十 下関市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用す

平成二十六年四月四日

山口県知事 村 畄 嗣 政

都市計画の種類及び名称

都市計画の図書の写しの縦覧場所 下関北都市計画特別用途地区

山口県土木建築部都市計画課

(一〇九) 下関北都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧

縦覧に供します 項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二 る同法第二十条第一項の規定による下関北都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係 下関市から都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十一条第二項において準用す

平成二十六年四月四日

山口県知事 村 畄 嗣 政

- 都市計画の種類及び名称 下関北都市計画防火地域及び準防火地域
- 都市計画の図書の写しの縦覧場所
- 山口県土木建築部都市計画課

# (一一〇) 山口都市計画公園事業の施行

第一項の規定による告示 (平成二十六年中国地方整備局告示第四十八号) があったの 山口都市計画公園事業について、都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第六十二条 次のとおり公告します。

平成二十六年四月四日

四

平成二十六年四月四日

都市計画事業の種類及び名称 口都市計画公園事業五・五・一亀山公園

施行者の名称

事務所の所在地

Ξ

事業地の所在 山口市滝町一番一号

山口市春日町地内

(一一一) 建築士の免許の取消し

築士の免許を取り消しました。 建築士法 (昭和二十五年法律第二百二号) 第九条第一項の規定により、次のとおり建

山口県知事

村 岡 嗣 政

泉原 氏 名 満 |級建築士 木造建築士の別二級建築士又は 第 登 七六六号 録 番 号 平成 免 許 六 取 消 Ę 年 月 二八 日 死亡 免許の取消しの理由

Щ

# 山口県公安委員会告示第十一号

に関する技能及び知識に関して行う審査を次のとおり実施する。 道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第九十九条の二第四項第一号イの技能検定

平成二十六年四月四日

Щ

県

公

安

委

員 会

審査の種類

嗣 政 技能検定員審査 (大型)及び技能検定員審査 (中型)

山口県知事

村

畄

- 審査の日時及び場所
- から午後五時十五分まで 平成二十六年五月十二日 (月曜日) 及び同月十三日 (火曜日) の午前九時
- 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 審査申請書の受付期間及び時間

三十分から午後五時十五分まで 平成二十六年四月二十一日 (月曜日) から同月二十五日 (金曜日) までの午前八時

審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五

提出書類 技能検定員審査申請書(技能検定員審査等に関する規則(平成六年国家公安委員

会規則第三号。以下「規則」という。)別記様式第一号によること。 規則第十七条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、

それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、 申請前六月以内に撮

運転免許証の提示

影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。

を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示す 審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車

七 審査手数料

額) に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙に れる者であるときは、それぞれ二万三千五百円から同表の下欄に掲げる額を減じた 二万三千五百円 ( その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除さ

消印をしないこと。

二千百円					· 块	教則の内容となっている事項	教則の内	≡
七千円					観察及び採点の技能	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	自動車の	=
四千百五十円	四千				動車の運転技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能検定	_
額	る	ਭੁੱ	減	目	細	查	審	

報

(二)

四 技能検定の実施に関する知識 自動車教習所に関する法令についての知識 [動車の運転技能の評価方法に関する知識 二千二百五十円 千八百五十円 二千百円

円を、三及び四に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更 に三百五十円を減ずるものとする。 に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に二千九百五十 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二

### 八 その他

- 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること
- この審査についての問合せは、 二九〇〇) にすること。 山口県警察本部運転免許課 (電話○八三−九七三

# 審査の種類

技能検定員審査 (普通)

審査の日時及び場所

П

- から午後五時十五分まで 日時 平成二十六年五月十三日 (火曜日)及び同月十四日 (水曜日)の午前九時
- 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 審査申請書の受付期間及び時間

Щ

三十分から午後五時十五分まで 平成二十六年四月二十一日 (月曜日) から同月二十五日 (金曜日) までの午前八時

# 兀 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

### 五 提出書類

- 技能検定員審査申請書 (規則別記様式第一号によること。
- それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面 規則第十七条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、
- 影した無帽、正面向き、 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮 上三分身像及び無背景のものとする。

### 六 運転免許証の提示

を運転することができる運転免許 (仮運転免許を除く。) に係る運転免許証を提示す 審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車

### 七 審査手数料

証紙には、消印をしないこと。 減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入 除される者であるときは、それぞれ一万九千六百五十円から同表の下欄に掲げる額を 一万九千六百五十円 (その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免

田田についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に二百円を減ずるものとす	_	技能検定員として必要な自動車の運転技能 雷 温 目
		目動車の運転技能に関する観察及び採点の技能
細つ	I	教則の内容となっている事項
細つ		目動車教習所に関する法令についての知識
細つ		技能検定の実施に関する知識
細つ	·	目動車の運転技能の評価方法に関する知識
細目についての審査のいずれをも免除される者であるときついての審査のいずれをも免除される者であるときは更にな		普通自動車免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目に考
		目についての審査のいずれをも免除される者であるときいての審査のいずれをも免除される者であるときは更にヵ

7

Ш

### その他

- 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- 二九〇〇) にすること。 この審査についての問合せは、 山口県警察本部運転免許課 (電話〇八三-九七三

# 審査の種類

技能検定員審査 ( 大特 ) 、技能検定員審査 ( 大自二 ) 、技能検定員審査 ( 普自二 )

及び技能検定員審査 (牽引)

一審査の日時及び場所 から午後五時十五分まで 日時 平成二十六年五月十五日 (木曜日)及び同月十六日 (金曜日)の午前九時

審査申請書の受付期間及び時間 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二

山口県総合交通センター

三十分から午後五時十五分まで 平成二十六年四月二十一日 (月曜日) から同月二十五日 (金曜日) までの午前八時

審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類 技能検定員審査申請書 (規則別記様式第一号によること。

それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮 規則第十七条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、

六 運転免許証の提示 影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。

を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示す 審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車

七

審査手数料

ţ 額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙に れる者であるときは、それぞれ一万四千五百円から同表の下欄に掲げる額を減じた 一万四千五百円 (その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除さ 消印をしないこと。

Ξ	=	_	
教則の内容となっている事項	自動車の運転技	技能検定員とし	審
っている事項	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	查
	及び採点の技能	の運転技能	細
			目
			減
			₫"
	_ 三 壬	壬	3
千百円	二千二百円	千三百円	額

兀	自動車教習所に関する法令についての知識	二千百円
五	技能検定の実施に関する知識	二千二百五十円
六	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	二千四百五十円
秿	考	

目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に千五十円を、三及び四に掲げ ものとする。 る審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三百五十円を減ずる 特定第一種運転免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細

その他

審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。

- | 九〇〇) にすること。 この審査についての問合せは、 山口県警察本部運転免許課 (電話○八三-九七三

審査の種類

( 普通二種) 技能検定員審査 (大型二種)、技能検定員審査 (中型二種)及び技能検定員審査

| 審査の日時及び場所

日時 平成二十六年五月十六日 (金曜日) 午前九時から午後五時十五分まで

場 所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

審査申請書の受付期間及び時間

三十分から午後五時十五分まで 平成二十六年四月二十一日 (月曜日) から同月二十五日 (金曜日) までの午前八時

審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

技能検定員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)

規則第十七条第一項第二号又は第三項各号のいずれかに該当する者であるとき それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面

影した無帽、 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、 正面向き、 上三分身像及び無背景のものとする。 申請前六月以内に撮

六 運転免許証の提示

### 2547 号

七 審査手数料

を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示す

審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車

には、 た額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙 される者であるときは、それぞれ二万千八百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じ 二万千八百五十円 (その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除 消印をしないこと。

-			קא	莆
二千七百円	る法令につい	動車運転代行業に関する	の知識が密自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令につい	て四
三千百五十円		法に関する知識	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	Ξ
七千八百円		観察及び採点の技能	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	=
四千四百五十円		動車の運転技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	_
減ずる	目	細	審	

### 侰

П

れる者であるときは更に三千五十円を減ずるものとする。 員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除さ 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る技能検定

### 八 その他

Щ

- $(\Box)$  (-)審査申請書は、 山口県警察本部運転免許課に請求すること
- この審査についての問合せは、 二九〇〇) にすること 山口県警察本部運転免許課 (電話〇八三-九七三

# 山口県公安委員会告示第十二号

運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査を次のとおり 実施する。 道路交通法 (昭和三十五年法律第百五号) 第九十九条の三第四項第一号イの自動車の

平成二十六年四月四日

Щ П 県 公 安 委 員

숲

# 審査の種類

教習指導員審査 (大型)及び教習指導員審査 (中型)

- 審査の日時及び場所
- から午後五時十五分まで 日時 平成二十六年五月十九日 (月曜日) 及び同月二十日 (火曜日) の午前九時
- 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 審査申請書の受付期間及び時間

Ξ

三十分から午後五時十五分まで 平成二十六年四月二十一日 (月曜日) から同月二十五日 (金曜日) までの午前八時

# 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

### 提出書類

五

- 会規則第三号。 教習指導員審査申請書(技能検定員審査等に関する規則(平成六年国家公安委員 以下「規則」という。)別記様式第一号によること。
- それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、
- 影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、 申請前六月以内に撮

# 運転免許証の提示

を運転することができる運転免許 (仮運転免許を除く。) に係る運転免許証を提示す 審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車

### 七 審査手数料

しないこと する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印を 者であるときは、それぞれ一万五千円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当 一万五千円 (その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される

=	_	
技能教習に必	教習指導員と	審
技能教習に必要な教習の技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	查
	車の運転技能	細
		目
		減
		<b>ਭਾ</b>
千四百五十	四千百五十日	る
 五 十 円	五 十 円	額

減ずるものとする。 及び五に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に百円を に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三千円を、四 学科教習に必要な教習の技能 教習指導員として必要な教育についての知識 自動車教習所に関する法令についての知識 教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二 千三百五十円 千四百五十円 千四百五十円 千三百五十円

- 審査申請書は、 山口県警察本部運転免許課に請求すること
- この審査についての問合せは、 山口県警察本部運転免許課 (電話〇八三-九七三

教習指導員審查 (普通)

- 審査の日時及び場所 日時 平成二十六年五月二十日 (火曜日)及び同月二十一日 (水曜日)の午前九
- 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 審査申請書の受付期間及び時間

平成二十六年四月二十一日 (月曜日) から同月二十五日 (金曜日) までの午前八時

# 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

- 教習指導員審査申請書 (規則別記様式第一号によること。
- それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、
- 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮

影した無帽、 正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)

### 六 運転免許証の提示

ること。 を運転することができる運転免許 ( 仮運転免許を除く。 ) に係る運転免許証を提示す 審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車

## 審査手数料

七

印をしないこと。 相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、 る者であるときは、それぞれ一万千八百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額) 者であるときは、それぞれ一万千八百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に一万千八百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除され 消

備	六	五	四	三	=	_	
考	教習指導員として必要な教育についての知識	自動車教習所に関する法令についての知識	教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	学科教習に必要な教習の技能	技能教習に必要な教習の技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	審查
	いての知識	ての知識	他自動車の運転に関する知識			運転技能	細目
							減
						Ξ	ਭੁੱ
	千百	   <u>手</u>	壬	壬		三千七百五十円	る
	千百五十円	千二百円	千二百円	千三百円	千四百円	五 十 円	額

### その他

審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。

審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に百円を減ずるものとす

ついての審査のいずれをも免除される者であるときは更に九百五十円を、四及び五に掲げる

普通自動車免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目に

- 二九〇〇) にすること。 この審査についての問合せは、 山口県警察本部運転免許課 (電話〇八三-九七三

2547 号 第

二 審査の日時及び場所 及び教習指導員審査 (牽引) 教習指導員審査 (大特)、教習指導員審査 (大自二)、教習指導員審査 (普自二) 日時 平成二十六年五月二十二日 (木曜日)及び同月二十三日 (金曜日)の午前

審査の種類

九時から午後五時十五分まで

審査申請書の受付期間及び時間 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

三十分から午後五時十五分まで 平成二十六年四月二十一日 (月曜日) から同月二十五日 (金曜日) までの午前八時

兀 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五

教習指導員審査申請書 (規則別記様式第一号によること。

それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは

影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、 申請前六月以内に撮

六 運転免許証の提示

を運転することができる運転免許 ( 仮運転免許を除く。 ) に係る運転免許証を提示す 審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車

七 審査手数料

額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙に れる者であるときは、それぞれ九千四百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた 九千四百五十円 (その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除さ 消印をしないこと。

技能教習に必要な教習の技能 教習指導員として必要な自動車の運転技能 審 查 細 目 減 ず る 千三百円 千五百円 額

9更に五十円を減ずるもの4十円を、四及び五に掲げる審査細が一及び二に掲げる審査細	こける。	
千百五十円		.   ,
千二百五十円	五 自動車教習所に関する法令についての知識	_
千二百五十円	四 教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	
千百五十円	三 学科教習に必要な教習の技能	_

その他

審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。

- 二九〇〇) にすること。 この審査についての問合せは、 山口県警察本部運転免許課 (電話〇八三-九七三

審査の種類

教習指導員審査 (大型二種)、教習指導員審査 (中型二種)及び教習指導員審査

審査の日時及び場所

日時 平成二十六年五月二十三日(金曜日)午前九時から午後五時十五分まで

場 所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

Ξ 審査申請書の受付期間及び時間

三十分から午後五時十五分まで 平成二十六年四月二十一日 (月曜日) から同月二十五日 (金曜日) までの午前八時

審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

Б 提出書類

教習指導員審査申請書 (規則別記様式第一号によること。)

は、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面 規則第十七条第一項第二号又は第五項各号のいずれかに該当する者であるとき

写真 (縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮

報

## 六 運転免許証の提示

影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)

# ること。

を運転することができる運転免許 (仮運転免許を除く。) に係る運転免許証を提示す 審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車

# 七 審査手数料

除される者であるときは、それぞれ一万二千八百五十円から同表の下欄に掲げる額を 証紙には、消印をしないこと。 減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入 一万二千八百五十円 (その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免

				i	
二千七百円	関する法令につい	動車運転代行業に関	·の知識 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令につい	三 て で	
千九百円		能	技能教習に必要な教習の技能	=	
四千四百五十円		動車の運転技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能		
減ずる額	目	細	審		

### 備

П

れる者であるときは更に三千五十円を減ずるものとする。 員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除さ 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習指導

### その他

Щ

- 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- この審査についての問合せは、 二九〇〇) にすること。 山口県警察本部運転免許課 (電話〇八三-九七三

平成二十六年四月四日発行平成二十六年四月四日印刷

発発 行行 人所

山口県知事山口県庁